

宮城県自死対策強化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、自死対策の強化を図るため、地域自殺対策強化交付金を活用して市町村及び民間団体が行う自死対策強化事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、地域自殺対策強化交付金（地域自殺対策強化事業）交付要綱（令和7年5月27日付け厚生労働省発社援0527第9号厚生労働事務次官通知）、地域自殺対策強化事業実施要綱（平成28年4月1日付け社援発0401第23号厚生労働省社会・援護局長通知）及び補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象等)

第2 補助金の交付対象となる事業の種目、基準額、対象経費及び補助率は別表のとおりとし、補助対象期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(交付額の算定方法)

第3 補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と当該種目の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(交付の申請)

第4 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 消費税法（昭和63年法律第108号）に定める課税事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとし、様式は別途定める。なお、(4)及び(6)については、民間団体、

(5)については、市町村に限る。

- (1) 実施計画書兼実施報告書
- (2) 経費積算・支出内訳
- (3) 収支予算書・精算書
- (4) 暴力団排除に関する誓約書
- (5) 歳入歳出予算・決算（見込み）書抄本
- (6) 納税証明書（県税）
- (7) その他知事が必要と認める書類

- 4 次のいずれかに該当する民間団体は、交付申請をすることができない。
- (1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
 - (2) 県税に未納がある者
- 5 知事は、前項（1）に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警本部長あて照会することができる。

（交付の決定）

- 第5 知事は、補助金交付申請の内容が適正であると認めるときは補助金の交付決定を行うものとする。
- 2 知事は、前項による交付の決定を行うにあたっては、第4第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 知事は、第4第2項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（交付の条件）

- 第6 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。
- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、別記様式第2号による知事の承認を受けるものとし、その添付書類は、第4の規定を準用すること。ただし、次に掲げる重要な変更以外の軽微な変更にあつては、この限りでない。
 - イ 補助対象事業費の増額又は20%以上の減額を伴う変更
 - ロ 補助目的の変更をもたらす事業計画の変更
 - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、別記様式第3号により知事の承認を受けること。
 - (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

（実績報告）

- 第7 規則第12条第1項の規定による補助金の事業実績報告は、別記様式第4号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。
- 2 消費税法に定める課税事業者は、前項の実績報告を行うにあたって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税等仕入控除額を減額して報告しなければならない。
- 3 規則第12条第1項の規定により補助金の事業実績報告に添付しなければならない書類は、次のとおりとし、様式は別途定める。なお、（4）については、市町村に限る。
- (1) 実施計画書兼実施報告書
 - (2) 経費積算・支出内訳
 - (3) 収支予算書・精算書
 - (4) 歳入歳出予算・決算（見込み）書抄本
 - (5) その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付方法）

- 第8 補助金は、規則第13条に規定する額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、事業の遂行状必要があると認めるときは、補助金を規則第15条ただし書の規定

により概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、別記様式第5号によるものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第9 消費税法に定める課税事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、別記様式第6号により速やかに知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額の返還を命ずるものとする。

(処分の制限を受ける財産及び期間)

- 第10 規則第21条第2号及び第3号の規定により処分の制限を受ける財産は、取得価格又は効用の増加した財産の価格が、民間団体については、単価30万円以上、市町村については、単価50万円以上のものとする。
- 2 規則第21条ただし書の規定による処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

(その他)

- 第11 補助金の交付を受けた市町村が、民間団体が行う事業に対して補助金を交付する場合は、補助金の交付申請及び交付決定の事務に係る手続等の要綱を定め、実施するものとする。
- 2 市町村においては、関係団体等に当該基金及び事業の趣旨について十分説明を行い、事務処理に遺漏がないように取り扱うものとする。
- 3 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年6月15日から施行し、平成28年度予算に係る補助金に適用する。ただし、補助金の交付対象となる事業の区分、基準額、対象経費及び補助率については平成28年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

附 則

この要綱は、平成29年6月14日から施行し、平成29年度予算に係る補助金に適用する。ただし、補助金の交付対象となる事業の区分、基準額、対象経費及び補助率については平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年6月14日から施行し、平成30年度予算に係る補助金に適用

する。ただし、補助金の交付対象となる事業の区分、基準額、対象経費及び補助率については平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年6月21日から施行し、令和元年度予算に係る補助金に適用する。ただし、補助金の交付対象となる事業の種目、基準額、対象経費及び補助率については平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年7月15日から施行し、令和2年度予算に係る補助金に適用する。ただし、補助金の交付対象となる事業の種目、基準額、対象経費及び補助率については令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年7月2日から施行し、令和3年度予算に係る補助金に適用する。ただし、補助金の交付対象となる事業の種目、基準額、対象経費及び補助率については令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年6月9日から施行し、令和4年度予算に係る補助金に適用する。ただし、補助金の交付対象となる事業の種目、基準額、対象経費及び補助率については令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年6月30日から施行し、令和5年度予算に係る補助金に適用する。ただし、補助金の交付対象となる事業の種目、基準額、対象経費及び補助率については令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年6月3日から施行し、令和6年度予算に係る補助金に適用する。ただし、補助金の交付対象となる事業の種目、基準額、対象経費及び補助率については令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年7月9日から施行し、令和7年度予算に係る補助金に適用する。ただし、補助金の交付対象となる事業の種目、基準額、対象経費及び補助率については令和7年4月1日から適用する。